

工事遵守事項

本遵守事項は建築・土木・造園等の工事関係者が南箱根ダイヤランド用地内において工事を行う際の注意義務並びに遵守事項を記したものである。

従って設計者・監理者はもちろん、工事に携わる関係者の方々にも本内容を充分理解の上、周知徹底をお願い致します。

1. 現場では常に明るい気持ちで作業を行い、ダイヤランド顧客に対し礼を失わぬよう心掛けること。
2. 工事用車輛の用地内運行については、道路交通法の遵守は勿論、用地内制限は法定速度以下とし交通標識を遵守すること。
3. 工事資材の搬入については南箱根ダイヤランド株式会社(以下甲という)の指定する路線によって行い、ダイヤランド居住者の通行を妨げぬよう留意すること。又、一般車輛と対向したときは相手方を優先させること。
4. 工事関係車の使用車輛は最小限とし、一般車輛の通行に迷惑のかからぬようにすると共に駐車車輛の前後等に、ダイヤランド指定バリケード(有料)を設置のこと。
5. 工事中、一般の通行に特に支障を来す恐れのある場合は、その旨甲に届けるとともに、施工者の責任において「工事中注意」「通行止め」「迂回」「片側通行」等の標識を進入路の要点に設置し、一般車輛の通行に支障のないよう処置を講ずること。
6. 工事施工中現場には建築確認表示板及び工事に必要な看板を見やすい場所に設置すること。
7. 工事施工中、建築主以外の土地を使用したり、資材を道路上もしくは隣接地に放置したり散乱させてはならない。やむを得ず隣接地又は道路等を使用する場合は、その旨事前に関係者に連絡し承諾を得ること。
8. 年末年始・ゴールデンウィーク・夏季については別途定めた工事休止期間を遵守すること
9. 火災予防には特に注意し、当用地では火気の使用は厳禁とする。万一火災・事故その他異常を発見した場合は、直ちに応急処置を講ずると共に管理事務所に連絡すること。
10. 工事完了後も建築主の立場となり、アフターサービスに万全を帰することは勿論、些細な修理でも即応できるよう配慮すること。

建設業者各位

建築廃材の適正処理のお願い

最近 建築廃材がゴミステーションに投棄されている状況が見られます。当社は、ダイヤランド内の物件を取得されるお客様に対しては、必ず南箱根ダイヤランド環境整備契約を締結の上、環境整備費をお支払い頂き、それを原資にしてゴミステーションの設置管理を行っておりますので、ご契約者以外ご利用頂くことはできません。しかし、近時明らかにリフォーム等で発生した建築廃材が投棄されているのを目にします。ゴミステーションは、上記趣旨で設置されたものでありますので、処理につきましては、産廃ボックスを設置して頂くか、会社へ持ち帰るようお願い致します。

建築廃材を投棄するのは犯罪であり、発見した際は警察へ通報します。元請け業者様にご理解頂くとともに下請け業者様にも指導を徹底して頂くようお願い致します。また、不法投棄を見かけた場合は特徴等を記録しダイヤランドまで通報して頂きますようお願い致します。

ダイヤランドの自然と美観を保護し、ダイヤランド内の規律と秩序を維持することによって快適な別荘地になるよう皆様のご協力をお願い致します。

不法投棄(未遂)に関して以下にて罰則があります。

未遂を含む不法投棄	5年以下の懲役または1,000万円の罰金。その両方を適用されることもあります。 ※不法投棄など一部の違反について、法人に対しては3億円以下の罰金が科される
------------------	--

南箱根ダイヤランド株式会社